

処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法
根 拠 条 項 : 第30条第2項
処 分 の 概 要 : 店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
原権者(委任先) : 青森県公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等適正化法第28条第1項・第2項(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)
処 分 基 準 : 別紙2のとおり
問 合 せ 先 : 生活安全部生活保安課 (017-723-4211)
備 考 :